

資料番号

総務6

令和5年5月29日

局名 人事委員会事務局

担当者 合同総務課長 道下

公務員課長 井下

内線 5141、5143

事 務 概 要

令和5年度

広島県人事委員会

目 次

1	人事委員会の役割	1
2	委員会	1
3	事務局	2
4	令和5年度予算	2
5	主な業務	3

1 人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

2 委員会

(1) 人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。(任期4年)

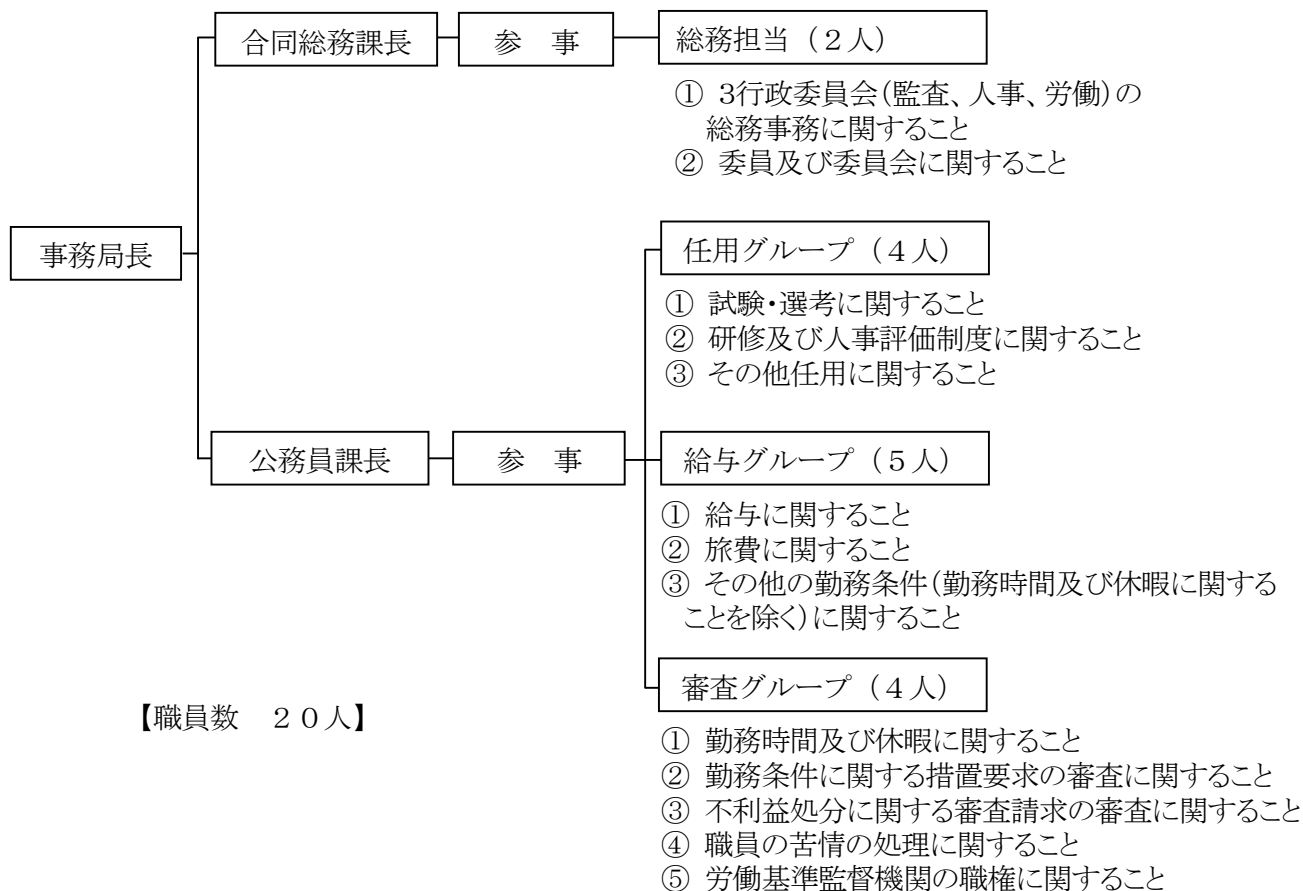
職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	加藤 誠	令和元年7月9日	3期
委員	森 信 秀 樹	令和3年7月8日	4期
委員	泉 水 直	令和4年7月9日	1期

(2) 会議は、毎月2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和4年度の会議開催状況

開催回数	事項別件数(件)					
	(区分)	任用	給与	審査	共通・その他	計
28回	計	80	18	15	43	156
	付議	30	13	9	10	62
	協議	1	1	0	19	21
	報告	49	4	6	14	73

3 事務局



4 令和5年度予算

(款) 総務費

(項) 人事委員会費

(単位:千円)

目	当初予算額		増減 ①-②	令和5年度の財源内訳			説明
	令和5年度 ①	令和4年度 ②		特定財源		一般財源	
				国庫支出金	その他		
委員会費	30,258	30,332	△74	0	1,026	29,232	1 委員報酬 8,047 2 公平委員会事務受託費 546 3 各種採用試験実施費 18,304 4 委員会運営費 3,361
事務局費	171,806	169,195	2,611	0	2,072	169,734	1 職員給与費 159,524 2 事務局運営費 12,282
計	202,064	199,527	2,537	0	3,098	198,966	

5 主な業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法8条1項2・4・5号、14条、24条、26条】

職員の給与などの勤務条件は、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するように定めること、さらに給与については、国や他の地方公共団体の職員、民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため、人事委員会では、毎年、民間給与と職員給与の調査を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として、給与改定等必要な勧告・報告を、議会と知事に対し行っています。

あわせて、人事行政における諸課題について調査・研究し、必要な報告を行っています。

○ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和4年10月4日）の概要

ア 民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差813円(0.21%)を解消するため、初任給を引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を0.1月分引き上げ(4.30月→4.40月)、国の改定状況、民間の配分状況、他の都道府県の状況等を参考に、引上げ分は勤勉手当に配分

(ウ) 実施時期

令和4年4月1日

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 情報職の処遇改善

高度な専門的知識を有する情報職に対する初任給調整手当について、社会全体でデジタル人材の大幅な不足が見込まれることを踏まえ、令和5年4月から、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から10年以内の期間支給

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、人材確保の観点から踏まえた給与水準や、60歳前及び60歳超職員の給与水準等の給与制度のアップデートを図ることを報告していることから、国における検討の動向を注視しつつ、給与制度が計画的かつ円滑に導入されるよう、国と異なる昇給制度の見直しについて、本県の実態等を踏まえ、検討することが必要

(ウ) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

本年、人事院は、博士課程修了者等の処遇を改善するために初任給基準の見直しを行うことを報告していることから、見直しの具体的な内容や他の都道府県の動向等も踏まえて、見直しの必要性について検討することが必要

(エ) テレワークに関する給与面での対応

本年、人事院は、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進め、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめることを報告していることから、国の動向を注視していくことが必要

ウ 人事行政における当面の諸課題

(ア) 人材の確保・育成等

- a 多様で有為な人材の確保
- b 能力・実績に基づく人事管理の推進
- c 人材育成
- d 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

(イ) 働き方改革と勤務環境の整備

- a 時間外勤務の縮減等
- b 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進
- c テレワーク等の新しい働き方の推進

(ウ) 職員の健康管理等

- a 職員の健康管理
- b ハラスメントの防止
- c 長距離・長時間通勤の解消

(エ) 高齢層職員の雇用と定年引上げ

(オ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

(2) 職員の採用試験、昇任選考等

【地方公務員法8条1項6号、15条～23条の4】

県職員の採用や昇任は、人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では、任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて、多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

○ 令和4年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区 分		受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	789人	282人	2.8倍
	社会人経験者試験	480人	55人	8.7倍
	短大卒業程度試験	12人	4人	3.0倍
	高校卒業程度試験	169人	30人	5.6倍
	警察少年育成官試験	9人	3人	3.0倍
	警察官(男性)試験	848人	116人	7.3倍
	警察官(女性)試験	281人	44人	6.4倍
	追加公募等	38人	11人	3.5倍
	小 計	2,626人	545人	4.8倍
選考試験	障害のある人を対象とした試験	48人	3人	16.0倍
	そ の 他	6人	4人	1.5倍
	小 計	54人	7人	7.7倍
その他採用選考		104人	104人	
合 計		2,784人	656人	

(注) 人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

○ 令和4年度 職員昇任選考実施状況

(単位：人)

職 別	知事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局長相当職	3	1		2	6
部長相当職	19	1	1	3	24
課長相当職	50	6	2	9	67
担当監・参事相当職	125	17	9	26	177
主査相当職	96	11	15	55	177
合 計	293	36	27	95	451

(注) 警察本部については警察官を除く。

○ 令和5年度 職員採用試験実施計画

試験区分	公告日	受付期間	第1次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験	5月11日	5月11日 ～5月31日	6月18日	8月10日
行政(一般事務B) 防 災 情 報	5月11日	5月11日 ～5月31日	6月18日	8月18日
第1回社会人経験者試験	5月11日	5月11日 ～5月31日	6月18日	8月25日
第2回社会人経験者試験	8月28日	8月28日 ～9月20日	10月15日	12月1日
短大卒業程度試験	7月3日	7月3日 ～9月5日	9月24日	11月6日
総合土木	5月11日	5月11日 ～5月31日	6月18日	8月10日
高校卒業程度試験	7月3日	7月3日 ～9月5日	9月24日	11月6日
障害のある人を対象とした試験 (身体障害者・精神障害者)	7月3日	7月3日 ～9月21日	10月22日	12月1日
警察少年育成官	5月11日	5月11日 ～5月31日	6月18日	8月10日
第1回警察官試験	3月1日	3月1日 ～4月18日	5月14日	8月2日
第2回警察官試験	7月3日	7月3日 ～8月29日	9月17日	11月29日

(3) 条例意見の提出

【地方公務員法5条2項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

○ 条例案に対する意見（令和4年度）

年月日	条例案	意見
令和4年 6月10日	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
令和4年 9月15日	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の定年等に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年広島県条例第9号）の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第36号）の一部改正	
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	
	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正	
	職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年広島県条例第27号）の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年広島県条例第54号）の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年広島県条例第7号）の一部改正	
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正	
職員の育児休業等に関する条例の一部改正		
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正		

	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正</p> <p>市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正</p> <p>市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 37 号）の一部改正</p> <p>県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正</p> <p>警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正</p> <p>短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案</p>	
令和 4 年 12 月 7 日	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分</p> <p>職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 36 号）の一部改正</p> <p>一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>適当と考えます。</p>
令和 5 年 2 月 8 日	<p>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>適当と考えます。</p>

(4) 職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法8条1項9・10号、46条～51条の2】

職員は、人事委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり、また、懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として、このような職員の措置要求や審査請求について、事案を審査し、判定や裁決などを行っています。

○ 勤務条件に関する措置要求の状況（令和4年度）

令和4年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和4年度末
0件	0件	0件	0件	0件

処理状況（令和4年度末現在）

事案なし

○ 不利益処分に関する審査請求の状況（令和4年度）

令和4年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和4年度末
0件	1件	0件	0件	1件

処理状況（令和4年度末現在）

	事案	請求人	処分者	請求内容	状況
新規事案	停職処分修正請求	市町立学校教員	広島県教育委員会	信用失墜行為による停職処分の修正	係属中

(5) 職員からの苦情相談

【地方公務員法8条1項11号】

平成17年4月に設けられた苦情相談制度により、職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について、相談に応じています。

相談内容に応じて、相談者への制度説明や助言、任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

○ 職員からの苦情相談の状況（令和4年度）

（単位：件）

区分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託(市町等)	合計
ハラスメント					
勤務時間・服務関係				1	1
任用関係		2		1	3
給与関係					
その他					
計		2		2	4

(6) 労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条 5 項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。